

記載例

**給与支払報告
特別徴収に係る給与**

記入、または社判をお願いします。
押印は不要です。

★★令和3年5月13日から異動届の様式が変わりました★★
(裏面の「記載要領」もご一読ください。)

マイナンバーの記入をお願いします。
個人事業主の方は、枠が一つ余るので(法人番号:13桁、個人番号:12桁のため)、右詰で記入してください。

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1		特別徴収義務者 指定番号	123456	
カブシキガイシャ ナミウサマコウギョウ		宛名番号	1	
株式会社 南魚沼工業		所属	総務 給与係	
又は法人番号		氏名	米田	
フリガナ	南魚 太郎	電話	025-773-6668 内線 ()	
氏名	南魚 太郎			
生年月日	昭和59年 1月 25日			
個人番号	2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1			
受給者番号	868			
1月1日現在の住所	南魚沼市浦佐1188番地2			
異動後の住所				
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	175,000 円	(イ) 徴収済額	44,500 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	
		4 年	7 月	31 日
		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由		3
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

何月分まで徴収したか、必ずお書きください。

1. 特別徴収継続

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	
所在地	〒		
フリガナ			
氏名又は名称			

※退職後の税金を最後の給与で全額徴収する場合は、2の一括徴収。退職者本人が直接市に納付書で支払う場合は、3の普通徴収を選択してください。(納付書は後日、市からご本人に郵送します。)

※1の特別徴収継続は転勤、再就職等で別事業所ですぐに特別徴収を開始する場合には選択します。給与所得者の個人番号は新勤務先で記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合は、事業主のマイナンバーは記載せずに新勤務先に送付願います。

一括徴収をされた場合は、何月分の納付書で納入されるのか、必ずお書きください。

2. 一括徴収の場合

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で

個人事業主の方は提出時注意!

A. 事業主本人の番号確認書類 (マイナンバーカード、通知カード等) B. 事業主本人の身元確認書類 (免許証等) が必要です!
①郵送・・・AとBの写しを同封してください。 ②事業主本人が窓口で・・・AとBをお持ちください。
③使者が窓口で・・・①と同じものを封筒に入れてお持ちください。 ④代理人(税理士等)が窓口で・・・Aの写しと税務代理権限証書と税理士証券。

1. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

様式のダウンロードは当市ウェブサイトより 南魚沼市役所トップページ >暮らし・手続き >税金 >市・県民税 >個人住民税の給与からの特別徴収について

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。